

学生の安全・安心に係る役立つ情報集

悩みや不安がある場合は、記載の相談窓口に加えて、
神戸学院大学 学生支援センターへ相談してみてください。
(KPC1) 078-974-4575 (KAC) 078-974-1473

◆消費者被害防止・詐欺的な投資勧誘による被害防止

- POINT1：“インターネット販売はクーリングオフ規定ができない”
“契約は双方の同意を得た時点で成立（口約束でも成立）”など、
契約を行う際には正しい知識を身につけておくことが大切。
- POINT2：悪質商法等の被害に加え、SNSの普及により、誤った広告
内容に惑わされる事例や、一部の悪質なホストクラブなどにおいて、
不当な勧誘を行い契約を結ばせる等の事案など、被害が多様化して
いることにも注意が必要。
- POINT3：「オイシイ投資話」にすぐに飛びつくのではなく、一旦
考えたり、信頼できる身の回りの人に相談することが大切。

【啓発資料】

「社会への扉」（消費者庁：若年者向け消費者教育教材）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/assets/teaching_material_240508_0001.pdf

【相談窓口】

188（いやや!）（消費者ホットライン）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/

0570-016811又は03-5251-6811（金融サービス利用者相談室）

<https://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>

◆学生アルバイト問題・労働法制の啓発、いわゆる「闇バイト」に関する被害防止

- POINT1：大学学部（昼間部）の83.8%がアルバイトに従事しており、
就職活動をはじめ、学生の多くが労働問題に直面。
- POINT2：アルバイトや就職先を決める際は事前に労働条件をよく確認
するなど、適切な労働条件が確保されているか確認することが重要。
- POINT3：一般のアルバイト求人サイトに掲載されているなど、手口は
年々巧妙になっているため、目先の報酬に目がくらみ、甘い言葉に惑わ
されないよう、気を付けることが大切。
- POINT4：被害にあった場合や既に心当たりがある場合は、更なる重大
な犯罪を行う前に勇気をもって警察に相談することが大切。

【啓発資料】

厚生労働省「アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001221082.pdf>

【相談窓口】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000481108.pdf>

厚生労働省「働く人のための相談窓口」

○関わってしまった場合

#9110（警察庁総合相談センター）

○被害にあった場合

03-3597-7830（犯罪被害者ホットライン）

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/madoguchi/sogo.html>

◆飲酒事故防止

- POINT1：「イッキ飲み」は急性アルコール中毒を引き起こす可能性が
あるほか、場合によっては生命の危険につながることもあるので、自分
がしなだけでなく、人にもさせてはいけない。
- POINT2：未成年の飲酒は健康被害だけでなく、アルコール依存症のリ
スクを高めるため、絶対にしてはいけない。

【相談窓口】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176279.html>

（厚生労働省「アルコール健康障害対策 5. 相談期間等」）

◆薬物乱用防止

- POINT1：大麻所持や使用等による若者の検挙者が急増。
- POINT2：“大麻は海外で合法”・“市販薬だから用法は守らなくても安全”
などの誤った情報に流されないことが重要。

【相談窓口】薬物使用について悩んでいる場合迷わず以下に相談ください。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/madoguchi.html>

（厚生労働省「薬物乱用防止窓口一覧」）

文部科学省作成（抜粋版）